

首都直下地震応急対策活動要領における主な広報事項等について

首都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)に基づき、事務局の責任で作成

広報主体		広報主体														広報事項
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関	関係都県	地方公共団体	
																正確かつ迅速な情報
緊急災害対策本部 現地対策本部 指定行政機関 指定公共機関 関係都県		●	●									●	●	●		流言・飛語、パニック等の発生を未然に防止し、被災地の住民等が適切な判断と行動ができるようにするためには、正確な情報を速やかに公表するとともに、適切な広報を繰り返し行うことが極めて重要である。したがって、緊急災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、及び関係都県は相互に連絡を密にし、住民等の安全確保と民心の安定に資する正確かつ迅速な情報の公表及び適時適切な広報を行う。 第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 1 情報・広報活動の基本方針 (3) 正確かつ迅速な情報の公表、適切な広報の実施
																緊急災害対策本部の広報活動
緊急災害対策本部		●														社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、情報の公表、伝達とともに適時適切な広報を行うことが重要である。 関係機関は、以下により適時適切な広報活動に努める。 (1) 緊急災害対策本部の広報活動 ア 緊急災害対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。 (ア) 本部会議において決定した事項 (イ) 各機関の災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項 (ウ) 国民に理解と協力を求める必要のある事項 (エ) その他本部の活動に関する事項 イ アの広報は、国内外の放送機関、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。 特に必要があると認める場合には、関係する指定行政機関又は地方公共団体の協力の下に、防災行政無線網の利用、インターネット、掲示板、広報車による広報等の措置をとる。 第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 5 広報活動

初動期

初動期

広報主体		広報主体													広報事項		
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関	関係都県			地方公共団体
																指定行政機関等及び関係都県の広報活動	初動期
指定行政機関等及び関係都県												●		●		指定行政機関等及び関係都県は、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、自らの所掌に係る事項の広報を行う。 第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 5 広報活動 (2) 指定行政機関等及び関係都県の広報活動	
																現地対策本部の広報活動	初動期
現地対策本部			●													(2) 現地対策本部が設置された場合の広報活動 ア 現地対策本部は、おおむね次の事項について広報を行う。 (7) 現地対策本部において決定した事項 (4) 各機関の地震防災応急対策、災害応急対策の実施状況についてとりまとめた事項 (9) 地域住民に理解と協力を求める必要のある事項 (I) その他現地対策本部の活動に関する事項 イ 広報の方法については、緊急災害対策本部の活動に準じて行う。 第1章 政府の活動方針について 第3 情報共有体制の確立 6 現地対策本部が設置された場合の情報共有・広報体制	
																サイレントタイムの設定	応急期
関係都県			●											●		関係都県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、関係機関と調整の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。現地対策本部は関係都県に必要な助言を行うほか、関係機関との調整及び周知を行う。この際、地域住民や報道機関等の協力が不可欠なことから、協力を広く要請するものとする。 第4章 救助・救急・医療活動及び消火活動 第2 救助・救急活動 4 サイレントタイムの設定	
																道路交通規制	応急期
都県警察											●					(I) 都県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。 第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2 交通の確保対策 2 交通の確保体制 (2) 輸送施設別の確保体制 イ 道路交通規制	

広報主体		広報主体												広報事項		
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関		関係都県	地方公共団体
																生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等
国	●															国は、生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等について情報提供するとともに、関係事業者団体等の協力を得て、物資等の安定供給や物価の安定のために必要な措置をとる。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
																生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等
内閣府					●											(2) 内閣府は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
																消費者相談窓口の設置
農林水産省						●										(3) 農林水産省は、食料等の円滑な供給の確保及び価格の安定を図るため、関係業界団体等に対する安定出荷等の協力要請、輸送手段の確保、小売店に対する巡回点検、消費者相談窓口の設置等の所要の措置を講じる。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第4 被災地における物資等の安定供給及び物価の安定のための方策
																義援物資の送付を控える、義援金の募集
緊急災害対策本部	●															首都直下地震が発生した場合、その被害の甚大性から、義援物資の申し入れが多数寄せられることが予想される。 (1) 緊急災害対策本部は、発災当初は被災地が混乱しているため、被災地方公共団体等に対する義援物資を送ることを控えるよう国民に広報するとともに、義援金の募集について関係機関と連携して広報を行う。 なお、被災地方公共団体が受入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、義援物資の依頼を行うものとする。 第6章 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動 第5 義援物資等の受入れ
																生活の安全に関する情報
警察、国	●										●					応急収容等による生活環境の激変に伴い、被災者は心理的な不安に陥りやすい状態にあるため、被災地においては社会的な混乱が発生するおそれがある。 被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等により、速やかな安全確保に努めるものとするが、国は、これに必要な支援を行う。 第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第4 社会的混乱の防止

応急期

応急期

応急期

応急期

広報主体		広報主体												広報事項			
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関		関係都県	地方公共団体	
																帰宅困難者に対する基本原則	
国、地方公共団体	●															首都直下地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤、通学者、出張者、買物客、旅行者等が大量に生ずることが想定され、国、地方公共団体は、このような帰宅困難者の収容についても、考慮する必要がある。その際、帰宅困難者が一斉に帰宅行動をとった場合には、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則について国、地方公共団体は積極的に広報するとともに、企業や学校の協力により、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を行い、帰宅行動者の軽減を図る。企業や学校における一時収容に不可欠な家族の安否確認の方法を含め、帰宅行動者の軽減に関する具体的な方策については別途検討する。 また、帰宅困難者に対する対応は、応急収容活動に限られるものでなく、情報・広報活動や徒歩帰宅支援等、多岐にわたるとともに、被害状況によっては、関係都県だけの対応だけでは不十分になることが想定されることから、周辺市町村の協力あるいはコンビニエンスストア、ホテル等民間企業の協力も含め、特段の配慮が必要である。 第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の収容等 1 帰宅困難者対策の基本方針	応急期
																鉄道の運行状況、安否確認システム等	
現地対策本部		●														現地対策本部は、関係都県と連携をとりつつ、帰宅困難者に対し、鉄道等の運行状況及び運行再開の見込み、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板サービス等の災害時の安否確認のためのシステムの活用、政府及び関係都県の対応方針等について広く広報を行う。 上記の広報にあたっては、地元市町村、鉄道事業者や地元の報道機関等と連携し、帰宅困難者に適切に情報が届くよう措置するものとする。 第7章 応急収容活動及び帰宅困難者対策 第5 帰宅困難者の収容等 2 帰宅困難者対策のための応急活動 (1) 鉄道の運行状況、安否確認システム等についての適切な情報提供	応急期
																ライフラインの復旧状況や今後の予定等	
関係都県	●															(1) 当該区域のライフライン施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。また、ライフライン事業者と連携しつつ、地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等を広報するものとする。 第8章 ライフライン施設の応急対策活動 第3 ライフライン施設の応急対策活動 3 関係都県	応急期

広報主体		広報主体													広報事項		
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関	関係都県		地方公共団体	
																迅速な注意喚起	応急期
国	●															二次災害の発生を未然に防ぐために施設等の点検および応急措置、住民の避難誘導等を速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な注意喚起に努める。 第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (1) 迅速な注意喚起、点検、応急措置、避難誘導の実施	
																二次災害の原因となる余震、降雨等	応急期
国	●															二次災害の原因となる余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達するとともに、その危険性について十分に周知する。 第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (2) 余震、降雨等の情報の的確な把握、伝達	
																二次災害の危険性とその対策	応急期
国	●															老朽施設等危険な施設、崖等の危険箇所等の把握、対策要員、資機材等の確保について、あらかじめ地方公共団体および関係団体と申し合わせるとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。 第10章 二次災害の防止活動 第1 二次災害防止活動の基本方針 (3) 事前の対策準備	
																二次災害の危険度及び発生状況等	応急期
現地対策本部	●															二次災害の危険度及び発生状況等に関する情報を速やかに把握、伝達するとともに、被災地に対する二次災害への注意喚起に努める。また、対策要員、資機材等の確保、輸送等の要請があった場合には、各機関に対し必要な措置を要請する。 第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (1) 国の役割 ア 現地対策本部	

広報主体		広報主体													広報事項	
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関	関係都県		
															余震、降雨等に関する情報 余震、降雨等に関する情報を速やかに提供するとともに、大雨に関する警報基準の弾力的運用等を行う。 第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (1) 国の役割 イ 気象庁	応急期
気象庁							●									
															二次災害の危険性および発生状況等 ア 都県警察等による二次災害危険地域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性および発生状況等に関する情報を把握・提供するとともに、地域住民等への注意喚起を行う。 第10章 二次災害の防止活動 第2 二次災害防止活動の役割分担 (2) 被災地方公共団体の役割	応急期
地方公共団体																
															二次災害の被害発生を予防するための措置 二次災害防止活動の実施者はあらかじめ所管する施設等の内で二次災害の危険性を想定して実践的な点検計画等を作成しておくとともに、点検実施までの間の被害発生を予防するための措置を関係機関および地域住民等に周知しておく。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 1 事前の活動準備	応急期
															避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法 地域住民等に対する広報活動を実施して二次災害に関する注意を喚起するとともに、避難や災害発生の兆候の通報等の対処方法について周知確認をする。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 2 情報の伝達公開	応急期
二次災害防止活動の実施者																
															被災宅地危険度判定の結果 (4) 被災宅地危険度判定で危険性の認められた宅地については、宅地所有者や近隣の住民に判定結果を明確に示し周知するとともに、被害防止のための措置を徹底する。 第10章 二次災害の防止活動 第3 二次災害防止活動 4 応急対策の実施	応急期
二次災害防止活動の実施者																

広報主体		広報主体												広報事項		
	国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定行政機関	指定公共機関		関係都県	地方公共団体
																危険な施設等への立入りの際の注意事項等
施設等所管各省庁および地方公共団体				●										●		
																ボランティアに関する情報
緊急災害対策本部		●														
																ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起
環境省								●								
																ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起
厚生労働省									●							

応急期

応急期

応急期

応急期

広報主体		広報主体												広報事項	
		国	緊急災害対策本部	現地対策本部	各省庁	内閣府	農林水産省	気象庁	環境省	厚生労働省	消防庁	警察	指定公共機関	関係都県	地方公共団体
消防庁											●				
ボランティア活動に係る情報 被災地方公共団体等からのボランティア活動に係る情報の収集・広報を行うほか、非被災道府県に対し支援依頼を行う。地方公共団体のボランティアの受入れ及び派遣が円滑に行われるよう、ボランティア・コーディネーター支援システムの活用助言など、必要な支援を行う。 第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (1) 国の役割 ク 消防庁															応急期
非被災地方公共団体															
ボランティアへの被災状況の提供等 救援ボランティアへの活動支援、被災状況の提供等を行う。 ● 第11章 自発的支援の受入れ 第2 ボランティアの受入れ 1 ボランティアの受入れに関する役割分担 (2) 地方公共団体の役割 イ 非被災地方公共団体の役割															応急期
現地対策本部				●											
交通ネットワークの復旧の見込み等 (3) 交通ネットワークの復旧の見込み等について、各機関と連携をとりつつ、広く広報を行う。 第12章 交通ネットワークの復旧 第2 交通ネットワーク復旧に係る応急対策活動 1 現地対策本部															応急期